

会 議 録

承認									
会長	吉野委員	井上委員							
12/16	12/18	12/21							
《開催日時・場所》			平成 30 年 11 月 9 日（金曜日）15：00～16：30 岸和田市役所新館 4 階 第一委員会室						
《名 称》 平成 30 年度 第 3 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》									
（審議会委員出欠状況）									
石田	井上	今口	岩崎	岡田	奥	小岡	佐藤	下村	白出
○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
杉本	田中	久	福山	堀野	宮川	山口	雪本	吉田(郁)	吉野
○	×	○	○	○	×	×	○	×	○
（委員 20 名中、15 名出席）									
永野市長 事務局：幹 事：大井まちづくり推進部長、山田都市計画課長、上東企画課長、日下建設指導課長 書 記：都市計画課：藤井、南、中島、奥、清田 関係課：産業政策課：池内、田中、平野									
《傍聴者》 0 名									
《概 要》									
■会議録の公開について 1. 会議録の公開について									
■諮問事項 【第 1 号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）									
■報告事項（平成 30 年度諮問予定案件） 1. 岸之浦地区地区計画の変更について 2. 生産緑地地区の面積要件等について									
■その他 1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について									
《内 容》									
■会議録の公開について 1. 会議録の公開について 会議録の公開について、事務局より説明。									
【質疑の概要】 （久会長） ・ただいまの内容に関して、何かご質問・ご意見はあるか。 （雪本委員） ・会議録の公開（案）の「（3）実施時期」について、「次任期から」と提案されているが、アンケート結果では 8 名が「採決後、速やかに」と回答している。 ・多数の委員が採決後すぐにと考えているのに、次任期からと提案された理由を聞きたい。 （藤井参事） ・今回のアンケートでは、まず、発言者名の公表については 10 対 10 で半々に分かれた									

というところがある。

- 実施時期の「採決後、速やかに」の回答のうち、2名は「現行どおりで速やかに」というご意見であり、また実施時期の「無回答」は、「現行どおり」の回答をされた方である。
- これらの結果を鑑みて、実施時期を次任期からとすることを提案している。
- 会議録の公開方法について事前に伝えた上で、委員に就任いただくのが良いのではないかと考えている。

(雪本委員) • 行政の場合、会議録の内容に関して公開するというのは、今では当然のように行われている。

- 次任期まで実施時期を遅らせるというのはいかがなものか。

(久会長) • この審議会の場では発言しづらいという方もいるということ considering アンケートを実施したという背景もある。

- 記名で会議録が公開されることをご了承いただいた上で、委員に就任いただく方がいいのではないかと、というのが事務局の考えである。

(吉野委員) • 採決後速やかにするのは当然のことと考える。

- 岸和田市においても審議会や協議会等は数多くあるが、この都市計画審議会のみが、法律で決められ市議会議員が出席しているはずである。
- 岸和田市の将来を決める非常に大事な審議会であり、当然、責任を持って発言しなければならない。
- いかなる場合も自身の発言には責任を持たなければならず、公表することについて就任前に問かけないといけないというのはおかしいことで、速やかに実施すべきである。
- また、この審議会に市議会議員が出席している、この意味を説明していただきたい。

(久会長) • この審議会は都市計画法に基づいた審議会であるが、他の案件については議会での議決が必要なものに対して、都市計画決定に関しては議会の議決がいらぬという国の法律に基づいて、市議会議員の方が入っている。

- 会議録の公開の実施時期について、2名の委員から「採決後、速やかに」という提案があった。

- 異論がなければ、速やかに実施するというのでよいか。

(今口委員) • アンケートをとったからには、数の重みはあると考える。

(久会長) • 本日は、全員ではないが大多数の委員が出席されている。
• 本日の審議会から記名にするということで異論がなければ、この場で決定し、本日から実施ということでよいか。

(各委員) • 異議なし。

(久会長) • それでは、実施時期については本日の審議会からとする。
• 発言者に関する記述は、委員の苗字及び会長・副会長・委員、説明のため出席した者の苗字及び職。発言内容に関する記述は、現行と同じく要旨。議事録の確認は、会長と会長が指名した委員2名、ただし運用として、数日間、出席委員全員にご自身の発言をご確認いただく機会を設ける。実施時期は、本日の議事録から、としてよろしいか。

(各委員) • 了承。

- (久会長) ・平成 30 年度第 3 回都市計画審議会の会議録承認者として吉野委員と井上委員の 2 名を指名。

■ 諮問事項

【第 1 号議案】 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）

第 1 号議案について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容に関して、何かご意見・ご質問はあるか。
(各委員) ・意見なし。
(久会長) ・意見が無いようであれば、取りまとめて答申とするが、原案に同意するとしてよいか。
(各委員) ・異議なし。

【答 申】

第 1 号議案について、原案のとおり同意する。

■ 報告事項（平成 30 年度諮問予定案件）

1. 岸之浦地区地区計画の変更について

岸之浦地区地区計画の変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容に関して、何かご質問・ご意見はあるか。
(岩崎委員) ・先日、泉大津市からゆめみヶ丘に移転した事業所に訪ねたところ、湾岸地域では津波等の心配があり、その心配がないゆめみヶ丘に移転してきたという話を聞いた。
・岸之浦地区の津波等の心配については、どのような説明をされているのか教えていただきたい。
(田中参事) ・大阪府の阪南 2 区の整備内容については、最大クラスの津波高や最大高潮潮位を想定し、それを防御できる地盤高で計画されており、それよりさらに少し高めの地盤高で埋め立てているという状況と聞いている。
(岩崎委員) ・安心して事業者が来れる状況であれば、こちらとしても安心である。
(吉野委員) ・地盤高について、O.P+4.3mが大阪湾の昔の埋め立ての高さになっていると思うが、この D 地区の埋め立て高さはどうなっているのか。
(田中参事) ・阪南 2 区の計画地盤高としては、O.P+4.85mという計画である。
(吉野委員) ・関西国際空港の地盤高は何mか。
(田中参事) ・関西国際空港の地盤高については、把握していない。
(吉野委員) ・先日の台風では、関西国際空港が水没したという現実があり、その辺りの数値を参考にしきちんと話をしないと、第三者に土地を斡旋するのは難しいのではないのか。
・D 地区は、当初は余熱利用施設として大阪府から岸和田市が土地を買い取ったが、結局、余熱利用ができなかったところである。
・また津波の問題もある中で、地区計画の制限もかけるとなると、この土地が売れなくなるのではないのか。
・地区計画で制限をしようとしている図書館や老人ホーム、ホテル、旅館、共同住宅、マージャン屋等、そもそもこの D 地区に来るとは考えにくいことから、制限は必要ないのではないのか。
(久会長) ・都市計画は、最低限立地してほしくない施設を制限する、どちらかというとながティブな土地利用誘導にならざるを得ないものであり、立地してほしい施設をいうような

ポジティブな計画は、都市計画の分野ではなかなか難しい。

- (吉野委員)
 - ・現実的には、図書館等の施設が来る訳がないというのは同感ではあるが、万が一に備えて制限しておくというのが都市計画の原則であるという風にご理解いただきたい。
 - ・ごみ焼却場は地区計画の区域に含まれておらず、その隣の土地であるのだから、同じく地区計画の区域に含めず売却する方がいいのではないかと考える。
 - ・制限をするのであれば売却の時に、プロポーザル等募集条件で縛ればいいのではないかと考える。
- (久会長)
 - ・今は都市計画制限としてどうするかという議論であり、売却については、我々の権限外の話になってしまう。
 - ・今のご意見はどちらかということ、ポジティブな方向で計画論として誘導するという話であるので、方向性が違う話になっているかと考える。
- (白出委員)
 - ・先日、ごみ焼却場を訪れた際に聞いた話であるが、一部売電を行っているという説明であった。
 - ・施設にとって良い方向をとったという風に聞いたので、ここでお伝えしておく。
- (佐藤委員)
 - ・D 地区の土地利用については前回の審議会でも質問したが、果たして土地が売れるのかどうか心配なところである。
 - ・もともとの計画では、ここに温泉施設のようなものを設けて、集客を図ることがコンセプトにあり、内陸部から一番遠い先端部にそのようなところを設けたのは、海が見えて開放的な気分の中で楽しめるような施設誘導というのが狙いにあったかと考える。
 - ・その計画が現時点では難しくなっているが、この土地を有効利用して、どこかに買い取ってもらう、または借りてもらうための、何か新たな計画作りが市の中で必要ではないかと考える。
 - ・ただ待っているだけの状態ではなく、市として何らかの誘導策が必要ではないかと考えている。
 - ・先端部で津波の心配があるかもしれないが、海が見えて、おそらく晴れた日には大阪湾が一望でき、神戸や淡路島、関西国際空港まで良く見えるような場所であり、景観としては非常に素晴らしい場所であるので、例えば海浜公園を一部設けているような人に来てもらい、その上で集客施設を民間から提案してもらおうというのも、ひとつの方法ではないかと考える。
 - ・ひとつ質問だが、資料 3 表面右側の図で、B 地区の端の緑色に塗られた部分について、ここだけ緑地になっているのは何か理由があるのか。
- (藤井参事)
 - ・ここは地区計画で、地区施設として緑地を定めているために、緑色を塗っている。
 - ・資料 3 表面左上の図にある港湾計画の土地利用計画で、もともと緑地を計画しているところであるので、その考え方を踏襲しながら地区計画を定めている。
- (佐藤委員)
 - ・そうすると、親水緑地として緑道を設けたり、一般の方でも散策できるようなイメージで考えていいのか。
- (藤井参事)
 - ・そうである、オープンなスペースになっている。
- (久会長)
 - ・先ほどの前半部分の話は、今後の参考意見としてまた検討いただいたらと考える。
 - ・また緑地の話があったが、地区施設に関しては市が積極的に計画し整備ができるが、民有地の場合はネガティブな最低限の基準を作ることになるので、先ほど提案があったように、別途、土地利用の検討をする委員会等でポジティブな方向の議論をしていただければと考える。

- (下村副会長) ・このような海に面しているところで、周辺に緑地があって、また干潟を作るとなると、いわゆる産業的な港湾としての海と、自然としての海の使い方と、両方がある。
- ・そういう意味では緑地帯を残すために、ある一定、地区計画等をきちんと定め、立地する業者等を選定して、周辺環境に配慮した環境整備をしていくのは全く問題ない。
 - ・そこで大事になってくるのが、いかに総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画に準じた提案になっているかどうかということである。
 - ・新たにここの整備計画を作るというのもひとつの方法ではあるが、すでにある上位計画の中で、ここがどう位置付けられているか、それに準じているかということがポイントで、自然・スポーツ等のキーワードから捉えると、地区計画で制限をかける必要があるということが読み取れるのではないかと。
- (久会長) ・様々なご意見を賜ったが、諮問・答申は次回となるので、その時に最終の議論をさせていただきます。

2. 生産緑地地区の面積要件等について

生産緑地地区の面積要件等について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容に関して、何かご質問・ご意見はあるか。
- (杉本委員) ・生産緑地地区の面積要件の下限の引下げについては、都市計画の問題もあるが、農業関係の者にとっては死活問題であるので、賛同いただきたい。
- ・岸和田市は条例制定が来年ということであるが、大阪府内では既に条例制定している市があり、できるだけスムーズにお願いしたい。
 - ・また今回の法改正では、面積要件引下げと同時に、これまでは生産緑地については自作でないと納税猶予が受けられないということがあったが、使用貸借でも認められるようになった。
 - ・相続問題からすると面積要件は大きなことなので、条例として制定いただきたい。
- (久会長) ・この案件についても、次回の審議会では諮問・答申とさせていただきます。

■その他

1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

次回開催候補日について、以下のとおりとし、併せて公開について了承を得た。

- ・次回開催候補日；平成 31 年 1 月 21 日（月）
- ・諮問予定案件 ； 岸之浦地区地区計画の変更について
生産緑地地区の面積要件等について